

亀山市告示第59号

亀山市後期高齢者医療保険一日人間ドック事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市後期高齢者医療保険一日人間ドック事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市後期高齢者医療保険一日人間ドック事業実施要綱（平成20年亀山市告示第125号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

年度後期高齢者医療保険一日人間ドック受診申込書

年度後期高齢者医療保険一日人間ドックについて上記のとおり申し込みます。

なお、亀山市後期高齢者医療保険一日人間ドック事業実施要綱第2条第2項の規定の施行に必要な限度において、市職員が市税その他市の歳入の納付状況を調査することについて同意します。

年 月 日

住所	亀山市
受診者氏名	印
生年月日	年 月 日
電話番号	

被保険者番号									
受診医療機関									
希望月	月	どの日程でもよい							
胃部検診	線・内視鏡(口・鼻)								
子宮がん検診	受診希望							月	

住所	亀山市
受診者氏名	印
生年月日	年 月 日
電話番号	

被保険者番号									
受診医療機関									
希望月	月	どの日程でもよい							
胃部検診	線・内視鏡(口・鼻)								
子宮がん検診	受診希望							月	

附 則

この告示は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。